

香川県内で事業用太陽光発電施設の設置を 計画・運営している皆様へ

「香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」の改正（令和7年10月施行）

「香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン」では、太陽光発電事業者が事業を実施するに当たり、事前に災害発生リスクや地域への影響等を適切に把握し、地域の理解を得ながら、太陽光発電施設を適正に設置・管理することにより、太陽光発電事業が地域と共生した事業となることを目的としています。

この度、下記のとおり所要の改正を行ったので、裏面を参考に、さらなる地域との共生が図られるよう取り組んでいただきますようお願いいたします。

【改正の概要】

- ①「太陽光発電事業者による事業の影響と予防措置の周知及び県への報告」を追加規定
（改正後）太陽光発電事業者に対し、「安全面、景観面、騒音・振動、反射光、雑草の繁茂など自然環境・生活環境面等への影響と、それに対する予防措置」について、事業者のホームページへの掲載等により周知すること及び県に報告することを求めます。
- ②「地域住民への説明や県への計画書の提出等を求める事業」を拡大
（現 行）「FIT 認定（認定再エネ特措法に基づく認定）を受ける 50 kW以上の太陽光発電施設」
（改正後）「FIT 認定を受けない 50 kW以上の施設」及び「周辺地域に影響を及ぼす可能性が高いエリアに設置される、10 kW以上 50 kW未満の施設」を追加
- ③「県ホームページでの事業者情報の周知」を追加規定
（改正後）改正後のガイドラインに基づき県に報告のあった事業について、県のホームページにて、「事業者名」「施設設置場所」「発電設備の出力」「事業実施による環境等への影響及び予防措置の周知方法」を周知します。

【問い合わせ先】

香川県環境森林部
環境政策課カーボンニュートラル推進室
企画・調整グループ
TEL:087-832-3215 FAX:087-806-0227
e-mail: kankyoseisaku@pref.kagawa.lg.jp

改正ガイドラインの概要（令和7年10月1日施行）

1 適用対象施設

・設備

太陽光発電施設（太陽光を電気に変換するための設備（太陽光パネル等）が、建築基準法第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除く。）

・施設規模

出力が50kW以上の施設又は10kW以上50kW未満で周辺地域に影響を及ぼす可能性が高いエリア（ガイドラインP1・2を参照）に設置される施設

実質的に同一の事業者が、同時期又は近接した時期に、実質的に一体と認められる場所で、複数の太陽光発電施設に分割して設置し、合算した出力が50kW以上となる場合を含む。

2 事業者の皆様に遵守いただきたい事項（主なもの）

再エネ特措法に基づく認定事業者（認定申請を行う予定の事業者を含む。）は、国のガイドラインに規定する事項に従ってください。また、その他の事業者は国のガイドラインを踏まえ実施するよう努めてください。

①土地の選定等に当たっての十分な考慮

「災害防止の観点」と「良好な自然環境・生活環境等の保全の観点」から「土地の選定、開発計画の策定に当たり、十分な考慮が必要な区域」を設定しています。事業者は、事業予定地が当該区域に該当するかどうか十分に確認を行い、該当する場合は関係法令の担当窓口と十分に協議・調整を行ってください。

具体的な区域はガイドラインP3～6に掲載しているとおりです。

②事業計画書の提出

事業者は、事業計画を策定した場合は、設置予定場所等、事業の内容を記載した「事業計画書（位置図、配置図、平面図等を含む。）」、「チェックリスト」を県へ提出してください。

③説明会等実施状況の報告

事業者は、地域住民への十分な説明に努めてください。説明を行ったのち、「説明会等概要報告書」及び「事業の実施による環境等への影響及び予防措置に関する報告書」を県へ提出してください。

④適切な運用・管理

事業者は、太陽光発電施設の設置後も、適切な保守点検・維持管理や周辺環境への配慮に努めてください。

⑤届出事項変更届の提出

事業者は、②の内容が変更となった場合には「届出事項変更届」を県へ提出してください。

⑥事業廃止届の提出

事業者は、事業を廃止しようとする場合には、設備廃棄予定や廃止理由などを記載した「事業廃止届」を県へ提出してください。

詳細は県ホームページをご覧ください。

URL :

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyoseisaku/chikyu/saiene/snyvve190226081556.html>



▲県ホームページの
二次元コードはこちら